



## 万々に備えて家畜防疫互助事業へ参加を！

口蹄疫は、2005年は東アジアだけでも22カ所で2006年もベトナム中部や中国の青海省で発生が報告されています。この事業は、口蹄疫、豚コレラ等の海外悪性伝染病が万一発生した場合に備える事業です。「車」に「損害保険」、「家」に「火災保険」があるように「牛や豚」への「保険」と考えていただければ解りやすいでしょう。**契約の期限が6月末に迫っています**ので未加入の方は参加を御願います。

### ■ 家畜防疫互助事業のメリットは、

- 1 国が半額を補助しているため、積立金（掛け金）が安価です。
- 2 自主淘汰の際の「とう汰互助金」以外にも「焼却・埋却互助金」や「経営支援互助金」等の手厚い支援が受けられます。
- 3 対象疾病の発生がなかった場合には、積立金が翌年度に持ち越され、新たに納付する必要はありません。
- 4 掛け捨てではなく、事業終了時（平成21年3月）対象疾病の発生がなかった場合には返還されます。

### ■ 事業のポイント

- 1 豚や牛を飼養する生産者の方はどなたでも事業に参加できます。ただし、**家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。**
- 2 生産者積立金は、牛と豚に分けて基金として管理され、牛への互助金は牛生産者の基金から、豚への互助金は豚生産者の基金から交付されます。
- 3 事業実施期間は平成18年度～20年度までの3年間です。
- 4 この事業の対象となる家畜伝染病は、「口蹄疫」、「牛疫」、「牛肺疫」、「アフリカ豚コレラ」及び「豚コレラ」の5疾病です。
- 5 **加入者には新たに飼養衛生管理基準の遵守が義務付けられました。**

### ● 生産積立金の納付額（別表1参照）

加入時に納付する生産者積立金の額は、契約頭数に生産者積立金の単価を掛けて求めます。

### ● 互助金の種類とその単価（別表2参照）

#### 「とう汰互助金」

移動制限区域内等で家畜防疫員の指導等により家畜を「自主とう汰」したときに交付されます。

#### 「経営支援互助金」

法に基づき殺処分又はとう汰した家畜を飼養していた農場が新たに家畜を導入したときに交付されます。

#### 「焼却・埋却等互助金」

殺処分又は自主とう汰した家畜を焼却・埋却したときに交付されます。

別表1 生産者積立金の単価(納める「掛け金」ことです。)

家畜の種類		生産者積立金の単価(1年あたり)
肉用牛	肉専用種繁殖雌牛(24ヶ月齢以上)	1頭あたり80円
	肉専用種繁殖雌牛(24ヶ月齢未満、含子牛)	1頭あたり50円
	肉専用種肥育牛(含子牛)	1頭あたり50円
	交雑種肥育牛(含子牛)	1頭あたり40円
	乳用種肥育牛(含子牛)	1頭あたり30円
乳用牛	乳用牛(24ヶ月齢以上)	1頭あたり90円
	乳用牛(24ヶ月齢未満)	1頭あたり30円
豚	繁殖用種豚(雄)	1頭あたり370円
	繁殖用種豚(雌)	1頭あたり190円
	肥育豚	1頭あたり60円

別表2 互助金の種類とその単価(受け取ることができる「補償金額」のことです。)

家畜の種類		互助金の単価(1頭あたり)			
		とう汰互助金	経営支援互助金	焼却・埋却等互助金	
肉用牛	肉専用種	繁殖雌牛(24ヶ月齢以上)	178,000円	74,000円 (37,000円)	
		繁殖雌牛(12ヶ月齢以上24ヶ月齢未満)	419,000円		
		肥育牛(雌、12ヶ月齢以上)	59,000円		
		肥育牛(雄、12ヶ月齢以上)			
		子牛(12ヶ月齢未満)	246,000円		
	交雑	肥育牛(12ヶ月齢以上)	327,000円		37,000円
		子牛(12ヶ月齢未満)	123,000円		27,000円
	乳用	肥育牛(12ヶ月齢以上)	202,000円		33,000円
		子牛(12ヶ月齢未満)	75,000円		31,000円
		乳用牛	乳用牛(24ヶ月齢以上)		372,000円
乳用牛(雌、12ヶ月齢以上24ヶ月齢未満)	241,000円		33,000円		
子牛(雌、12ヶ月齢未満)	102,000円		31,000円		
豚	繁殖用種豚(雌)	79,000円	49,000円	4,000円 (2,000円)	
	繁殖用種豚(雄)	138,000円			
	肥育豚	21,000円	11,000円		

● 事業主体 (問い合わせ先等)

【事業主体】 社団法人熊本県畜産協会

【問い合わせ先】 社団法人熊本県畜産協会 衛生飼料部 TEL 096-369-7745

FAX 096-331-1018

社団法人熊本県畜産協会城南支部 TEL 0966-28-3234

FAX 0966-28-3235

【契約委託先(事業委託先)】 関係畜産団体等(畜産農業協同組合、農業協同組合、酪農業協同組合等)

- ・ 団体等に加入していない農家については、直接社団法人熊本県畜産協会と契約可能です。
- ・ 生産者の方々には、団体等を通じてパンフレットを送付し、事業参加を推進しています。

ご不明な点は、城南家畜保健衛生所まで

TEL 0966-22-3814 FAX 0966-22-3617